

小矢部住宅耐震事業者リスト作成要領

(目的)

第1条 この要領は、市民が木造住宅の耐震診断、補強計画及び耐震改修（以下「耐震化」という。）を実施する際の参考資料として、耐震化を行う事業者を掲載した小矢部住宅耐震事業者リスト（以下「リスト」という。）を作成するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載事業者 掲載建築士事務所及び掲載施工者をいう。
- (2) 掲載建築士事務所 第3条第1号に規定する要件を満たし、この要領に基づきリストに掲載された建築士事務所等をいう。
- (3) 掲載施工者 第3条第2号に規定する要件を満たし、この要領に基づきリストに掲載された建設業者及び工務店・大工等をいう。

(掲載要件)

第3条 掲載事業者の要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載建築士事務所 一般社団法人富山県建築士事務所協会に所属する建築士事務所であること。
- (2) 掲載施工者 建設業許可を有し、市内で耐震改修を施工することが可能であること。

(掲載申請)

第4条 リストに掲載する事業者は、掲載申請書を小矢部市産業建設部都市計画課（以下「都市計画課」という。）に提出しなければならない。

(変更届出)

第5条 掲載事業者は、第4条の書類の記載内容に変更があったときは、速やかに都市計画課に届出なければならない。

(リストの公開)

第6条 都市計画課は、リストを作成し、市のホームページ等により公開するものとする。

(掲載事業者の責務)

第7条 掲載事業者は、その立場を自覚し、市民が安心して耐震化を依頼できるよう、誠意をもって良心的に業務を履行しなければならない。

(掲載の取消し)

第8条 都市計画課は、掲載事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条の掲載要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条の責務に違反していると認められるとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市計画課が特に必要と認めるとき

2 前項第2号から第4号の規定に基づき掲載が取り消された事業者は、掲載の取消しの日から1年間は、再掲載を申請することはできない。ただし、都市計画課が特に必要と認めるときは、この限りではない。

3 都市計画課は、掲載を取り消された理由に応じ、再度同様の状況を生じる恐れがあると考えられるときは、再掲載を認めないことができる。

(報告等)

第9条 都市計画課は、掲載事業者に対して、耐震化の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告、助言をすることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、都市計画課が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

令和 年 月 日

小矢部住宅耐震事業者リスト 掲載申請書

小矢部市産業建設部都市計画課 あて

(申請者)

事業者名

代表者名

小矢部住宅耐震事業者リストへの掲載を申請します。

申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

また、記載事項を一般に公開することについて、同意します。

掲載を希望するリスト	<input type="checkbox"/> 建築士事務所
	<input type="checkbox"/> 施工者
事業者名	
事業所所在地	〒 ー
電話番号	
メールアドレス	
建築士事務所	(建築士事務所登録)
	<input type="checkbox"/> 一般社団法人富山県建築士事務所協会に所属
施工者	(建設業許可)